

今月のトピックス

HOT TOPICS

2025 2

このコーナーでは、新しく始まる取り組みやたいせつなお知らせをピックアップして紹介します。

2部使用料制とは

汚水排出量に関わらず定額の「基本使用料」と流した汚水の量によって金額が決定する「従量使用料」の2つの使用料を合算して支払う使用料体系です。排出量別の使用料は、下表を確認してください。

人口減少や施設の老朽化が進む中、施設の維持管理や更新、地震などの災害対策を適切に実施し、将来にわたって安定的にサービスを提供するため、3月使用分から下水道使用料を改定します。なお、水道料金の改定はありません。また、使用料体系を見直し、基本使用料と従量使用料による2部使用料制を導入します。詳しいことは、市ホームページを確認してください。

下水道使用料を改定

● 3月使用分から変わります

1カ月当たりの下水道使用料単価表(税抜き)

改定後 基本使用料+従量使用料		
基本使用料		750円
従量使用料※1㎡当たり	1~5㎡	20円
	6~10㎡	95円
	11~20㎡	129円
	21~30㎡	148円
	31~50㎡	163円
	51~100㎡	180円
	101㎡以上	217円

3月使用分
から改定

改定前		
10㎡以下		860円
10㎡を超える分※1㎡当たり	11~20㎡	95円
	21~30㎡	129円
	31~50㎡	148円
	51~100㎡	163円
	101~500㎡	180円
	501㎡以上	217円

▼経営課(93局0152番)

1 TOPICS

下水道使用料の改定時期

3月使用分から改定後の使用料が適用されます。なお、検針月によって、改定後の使用料が請求される時期が異なります。

● 検針が奇数月の方

3月に検針し、4月に請求する2・3月使用分のうち、3月使用分から改定後の使用料が適用されます。

● 検針が偶数月の方

4月に検針し、5月に請求する分から改定後の使用料が適用されます。

1カ月当たりの下水道使用料の例(税抜き)

改定後の排出量別下水道使用料と増減額は、下表のとおりです。

排出量	改定後	改定前	増減額
1㎡	770円	860円	-90円
5㎡	850円	860円	-10円
10㎡	1325円	860円	+465円
20㎡	2615円	1810円	+805円
30㎡	4095円	3100円	+995円
50㎡	7355円	6060円	+1295円
100㎡	16355円	14210円	+2145円

● 障害者福祉の充実を図ります

2
TOPICS

障害者手当制度のお知らせ

▶ 障害福祉課(89局2131番)

障害者福祉の充実を図るため、障害者手当制度を実施しています。詳しいことは、お問い合わせください。

手当名	対象	支給額など
特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳以上の方。なお、施設（介護老人保健施設、介護医療院を含む）に入所したり、3カ月を超えて入院したりしている方は除きます	月額2万8840円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額6850円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額1050円が加算して支給されます
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳未満の方。なお、施設に入所している方や、障害を事由にした年金受給者は除きます	月額1万5690円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額6900円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額1150円が加算して支給されます
在宅重度障害者手当	特別障害者手当と障害児福祉手当が受けられない重度の障害があり、次にあげる一定の要件に該当する方 ①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方 ②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の合併の方 なお、施設（介護老人保健施設、介護医療院を含む）に入所している方、3カ月を超えて入院している方、65歳以上で新たに手帳を取得した方は除きます	左欄①の方は、月額1万5500円 左欄②・③の方は、月額6750円
障害者のしあわせを高める手当	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、施設（介護老人保健施設、介護医療院を除く）に入所している方は除きます	年齢と等級に応じ、月額1000円～3000円 この手当を受けられる方のうち、豊川市遺児の育成を図る手当などを受給されている方は、支給額が高い手当のみ支給されます
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者の保護者の方（療育手帳および身体障害者手帳を持っていない方の保護者も申請できます） ①身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A判定程度の方 ②身体障害者手帳3級程度、または療育手帳B判定程度の方 なお、児童が施設に入所した場合は、資格喪失となります	左欄①の方は、月額5万5350円 左欄②の方は、月額3万6860円

※上記の障害者手当制度には、所得による制限があります。

※上記の金額は令和6年度の支給額であり、消費者物価指数の変動などに伴い、変更されることがあります。

● 4月から変わります

使用料・手数料を改定

3

TOPICS

市では、4月から文化・体育施設などの公共施設の使用料、利用料金および手数料を8年ぶりに改定します。

今回の改定は、各施設などの所要経費を積算し、それに見合った受益者負担を

算出することによって、本来あるべき適正な受益者負担に基づく使用料などとなるようにしました。その結果、桜ヶ丘ミュージアムや陸上競技場をはじめとした体育施設の施設使用料などを6割から2割引き上げる他、ふれあいセンターおよ

びふれあい交流館（本宮の湯）の入浴施設の利用料金を県の定める公衆浴場の最高統制額などを参考に引き上げます。

また、手数料については、所要経費および近隣市の状況などから、在宅重度身体障害者入浴サービス手数料、犬、猫等の死体処理手数料および最終処分場処理手数料（不燃ごみ）を廃止します。新しい使用料などについては、原則として4月1日（火）以降に利用される方から適用されます。詳しいことは、各問合せ先へ確認してください。

▼ 使用料などを引き上げる施設

対象	改定内容	問合せ先
ふれあいセンター (浴室以外)	施設利用料金を10割引き上げ	介護高齢課 89-2105
ふれあいセンター (浴室)	浴室の利用料金を一般は 440 円から 500 円、小学生は 220 円から 250 円、未就学児は 110 円から 130 円に引き上げ	
市民健康広場	施設利用料金を10割引き上げ	
福祉センター (いかまい館)	施設使用料を10割引き上げ	
桜ヶ丘ミュージアム	施設使用料を6割引き上げ	桜ヶ丘ミュージアム 85-3775
ふれあい交流館 (本宮の湯)	浴室の使用料を中学生以上は 620 円から 700 円、幼児（満 3 歳以上）および小学生は 310 円から 350 円、1 回利用券 11 枚（大人回数券）を 6200 円から 7000 円に、1 回利用券 11 枚（子ども回数券）を 3100 円から 3500 円に引き上げ、新たに障害者割引（使用料の額の 2 分の 1）を実施	商工観光課 89-2140
陸上競技場	施設利用料金および附属設備利用料金を20割引き上げ	スポーツ課 88-8036
豊川公園野球場	施設利用料金および放送設備利用料金を10割引き上げ	
弘法山公園野球場	照明設備利用料金を8割引き上げ	
本野原第一公園広場	照明設備利用料金を10割引き上げ	
東上野球場	施設利用料金を10割引き上げ	
足山田野球場	施設利用料金を20割引き上げ	
スポーツ公園 (野球場、サッカー場、ソフトボール場)	施設利用料金を20割引き上げ	
上長山庭球場	施設利用料金および照明設備利用料金を10割引き上げ	
小坂井庭球場	施設利用料金を10割引き上げ	
小坂井B&G海洋センター	施設利用料金を20割引き上げ	
一宮体育センター	施設利用料金を8割引き上げ	
音羽運動公園	施設利用料金を10割引き上げ	
御津体育館	施設利用料金を20割引き上げ	
御津庭球場		

▼ 廃止する手数料

手数料名	問合せ先
在宅重度身体障害者入浴サービス手数料	障害福祉課 89-2159
犬、猫等の死体処理手数料	清掃事業課 89-2166
最終処分場処理手数料（不燃ごみ）	三月田最終処分場 83-2040

● 春の訪れを感じよう

赤塚山公園で梅まつりを開催

4

TOPICS

▼ 赤塚山公園(89局8891番)

赤塚山公園では、2月15日から3月15日まで、梅まつりを開催します。園内の中池東側の斜面にある梅園には25品種273本の梅の木が植えられ、例年2月中旬以降が見頃となります。

梅まつり開催期間中の土・日曜日、祝日には物産展の開催を予定しています。詳しいことは、観光協会(89局2206番)へお問い合わせください。



おめでたいものの象徴「松竹梅」

おめでたいものの象徴とされる松竹梅。常緑を保ち続ける長寿の松は平安時代、すくすく伸びる竹は室町時代、冬に花を咲かせる梅は江戸時代から、いずれも寒い冬を力強く耐える姿が縁起物として広く知られるようになりました。

● 大自然の中でアウトドアを楽しもう

きららの里の利用予約を受付

▶ 野外センター「きららの里」(0536)62局2555番

5

TOPICS

きららの里



森林に差し込む日差しと地表の雲母がきらきら輝く様子から、この地域は「きららの森」と呼ばれ、そこから「きららの里」と名付けられました。

きららの里では、野鳥観察、キャンプファイア、ハイキング、紅葉めぐりなど、自然の中で季節に合わせた体験を楽しむことができます。

3月1日(土)から、野外センター「きららの里」(北設楽郡設楽町)の利用予約を受け付けます。

開設期間 4月28日から11月30日まで(期間中は無休)

対象 どなたでも(中学生以下は保護者同伴)

申込 利用日の3カ月前から、電話で受付。ただし、4月28日から6月1日までの利用分は、3月1日(土)から受付となります。なお、3月4日から4月15日までの火曜日は、予約の受付ができません。予約状況は、きららの里のホームページ

予約前にご確認ください

- 自炊の宿泊施設です
- テレビ・売店・食堂はありません
- ペット連れでの利用はできません
- ごみは全て持ち帰りとなります
- ログハウスの1棟貸し(専用利用)もできます

で確認できます
その他 学校などが野外教育活動をしているときは、ケビン以外の施設は利用できません